- ※以下において、実績変更の対象となる場合でも、その<u>支払いを証明できる領収書等の書類及び</u> その費用を元請会社が負担したことを証明できる書類を提出出来ない場合は、実績変更の対象 となりませんので、ご留意願います。
- ※不明な事項がありましたら、事前に監督員に確認をお願いします。

番号	質問事項	回答	
1	災害復旧工事以外の工事も本 運用基準の対象となるのか?	災害復旧工事以外であっても、運用基準の「2 対象工事」に該当する工事であれば、対象となります。	
2	工期末が、令和3年度末以降 の工事の場合、令和3年度末 以降の宿泊費等は、実績変更 の対象となるのか?	令和3年度末以降に支払った宿泊費等は、実績変更の対象外となります。 ただし、今後、労務市場のひつ迫状況を考慮して、本運用基準の適用期日を変更する場合があります。	
3	現場代理人、主任又は監理技 術者の宿泊費等は実績変更の 対象となるのか?	実績変更の対象となりません。 実績変更の対象となる労働者は、運用基 準P5 ※1に該当する者です。	
4	本基準の対象となる労働者 は、元請企業の労働者のみが 対象か?	下請企業の労働者も対象です。	
5	仮設宿舎建設費又はリース代は、実績変更の対象となるのか?	本運用基準において実績変更の対象としているのは、営繕費の労働者宿泊の営繕(設置・撤去、維持・修繕)に要する費用のうち借上げ費及び宿泊費であるため、仮設宿舎建設費又はリース代は、実績変更の対象となりません。	
6	工事箇所と同じ市町村に居住 している労働者が、ホテル等に 宿泊した場合の費用も、実績変 更の対象となるのか?	実績変更の対象となります。 本運用基準は、災害復旧工事が本格化する中で、労務市場がひつ迫し、共通仮設費 や現場管理費の率計上の金額では工事 の施工が困難な場合に支出の実績を踏ま えて実績変更するもので、全ての労働者 が対象となります。	

番号	質問事項	回答	
7	宿泊費の上限額以上の旅館等 しか空いていない場合、上限額 までしか変更対象とならないの か?	上限額を超える旅館等に宿泊することの 妥当性が認められる場合は、実績変更の 対象となります。	
8	土日祝日等の休日の宿泊費に ついても、実績変更の対象とな るのか?	宿泊することが妥当であると判断できる場合は、実績変更の対象となります。	
9	下請業者が、労働者の宿泊所 としてアパート等を借上げた場 合も、実績変更の対象となるの か?	下請業者がアパート等を借上た場合でも、 元請業者が、その借上げ費用を負担した ことを証明できる書類を提出した場合は、 実績変更の対象となります。	
10	労働者の宿泊所として民家等を借り上げる場合、不動産へ支払う仲介手数料は、実績変更の対象となるのか?また、敷金及び礼金についても、実績変更の対象となるのか?	労働者の宿泊用として民家等を借上げる場合の賃貸契約を締結するために必要な敷金・礼金及び仲介手数料については、実績変更の対象となります。ただし、敷金等について、解約時に返金となった場合は、返金額を控除した金額が実績変更の対象となります。	
11	労働者の宿泊所として民家等を借り上げる場合、家財保険料や自治会費等も実績変更の対象となるのか?	家財保険料や自治会費等、賃貸契約を締結するために必要な経費は、実績変更の対象となります。 ただし、保険料など中途解約等で返金が伴う場合は、返金額を控除した金額が実績変更の対象となります。	
12	民家やアパート等を宿泊所として借り上げ、テレビ、冷蔵庫、洗濯機、冷暖房器具、寝具等の備品を購入(リース)して備えた場合、その費用は実績変更の対象となるのか?また、労働者用の駐車場代は実績変更の対象となるのか?	労働者が生活するために、一般的に必要な備品であれば、実績変更の対象となります。 ただし、過度な備品や遊興目的品等は実績変更の対象外となります。 また、労働者用の駐車場代は、実績変更の対象外となります。	

番号	質問事項	回答	
13	民家やアパート等を宿泊所として借り上げた場合、水道や電気等の光熱費も、実績変更の対象となるのか?	居住するうえでの必要最低限のものは、 実績変更の対象となります。	
14	宿泊費について、全労働者の 宿泊費を纏めて支払い、宿泊 先から提出された請求内訳書 を添付する方法でもいいか?	宿泊した労働者毎に、宿泊費(食事代除く)を確認できる領収書を提出してください。	
15	下請業者が自社の社員用に建設した(借り上げた)施設等に宿泊費を払って宿泊した場合は、実績変更の対象となるのか?	実績変更の対象外となります。	
16	労働者が、元(下)請業者が運営する宿泊施設に宿泊した場合の宿泊費も、実績変更の対象となるのか?	旅館業法に基づく旅館業の許可を受けた 宿泊施設であれば、実績変更の対象とな ります。	
17	労働者送迎車両をリースした場合は、実績変更の対象となるのか?また、リース車両の駐車場代についても、実績変更の対象となるのか?	リース代についても、実績変更の対象となります。 また、リースした車両の駐車場代についても、実績変更の対象となります。	
18	労働者の送迎で、高速道路を 利用した場合、高速道路代金 は実績変更の対象となるの か?	実績変更の対象となります。 ただし、送迎経路が社会通念上妥当と認 められない経路である場合は、実績変更 の対象外となる場合があります。	
19	労働者送迎用の車両燃料費について、1台毎の領収書を添付する必要があるのか?	原則、1台毎の領収書の提出をお願いします。ただし、契約スタンドから、纏めて請求が来る場合は、車両番号が確認できる請求内訳書等を提出してください。	

番号	質問事項	回答	
20	労働者の送迎用に車両を購入 した場合は、購入費は実績変 更の対象となるのか? また、税金や保険料は対象とな るのか?	車両の購入費、税金及び保険料は、実績 変更の対象となりません。	
21	労働者の送迎用車両の法定点 検料・整備料、冬用タイヤの購 入費等は、実績変更の対象と なるのか?	労働者送迎のみに使用する車両の法定 点検料・整備料、冬用タイヤの購入費等に ついては、実績変更の対象となります。	
22	労働者の募集を行う際に、ハローワークや求人誌等に掲載する費用も、実績変更の対象となるのか?	実績変更の対象となります。 領収書に加えて、求人公告等の写しも提 出をお願いします。	
23	労働者を採用する際に面接を 行った場合、面接者に支払った 交通費は、実績変更の対象と なるのか?また、面接官が出 向いた場合の交通費について は、実績変更の対象となるの か?	「面接者の交通費」及び「面接官が出向いた場合の交通費」については、実績変更の対象となりません。	
24	当日急遽残業となり、労働者に対して食事を提供した場合の費用についても、実績変更の対象となるのか?	実績変更の対象となりません。 食事費及び食事補助費の対象となるの は、下記の場合です。 ・当該工事の特記仕様書において、所定 労働時間を超える作業であると明記され ている工事に係る作業を行う場合 ・協議において、所定労働時間外の作業 を行うこととなった場合	
25	工事箇所と同じ市町村に居住 している労働者が、自宅から現 場までの通勤する場合に要す る費用も実績変更の対象とな るのか?	通勤手当として支給している金額以外で、 労働者の住居から本工事現場の交通費と して支払った費用については、実績変更 の対象となります。	

番号	質問事項	回答	
26	本現場での作業が終了し、次 の現場に行く旅費についても、 実績変更の対象となるのか?	受注者が手当て又は旅費として支払って いることを証明できる資料を提出していた だければ、実績変更の対象となります。	
27	アパート等に宿泊している労働 者が、毎週末自宅へ帰省する 場合の交通費についても、実 績変更の対象となるのか?	毎週、又は年末年始等の長期休暇の際に帰省する場合の交通費についても、実績変更の対象となります。 ただし、社会通念上の範囲を逸脱している等の疑義が生じるものについては受発注者協議により決定するものとします。	
28	領収書を紛失してしまった場合、どうすればいいか?	実際に支払ったことを確認できる資料を提出していただければ、その領収書に関する支払いも、実績変更の対象となります。	
29	税込みの金額の領収書の場合、税抜金額を手書きで追記する等でもいいか?	領収書に税抜金額を書き加えるか、税抜 額の算出計算書(任意様式)を添付してく ださい。	
30	労働者に対して、交通費や宿 泊費以外に、出張手当を支 払っている場合は、実績変更の 対象となるのか?	出張手当については、実績変更の対象外となります。	
31	労働者が複数の工事を掛け持 ちした場合、宿泊費や交通費 等はどの工事に計上すればい いですか?	作業日報等から労働者が従事した工事を 確認し、作業日毎に従事した工事に計上 してください。	
32			